

8. 事業承継資金

(1) 融資条件等

融資対象者	<p>①中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号。以下「経営承継円滑化法」という。）第12条第1項各号に規定する認定を受けた中小企業者又は事業を営んでいない個人</p> <p>②経営承継円滑化法施行規則（平成21年経済産業省令第22号）第17条第1項の規定による確認を受けた中小企業者</p> <p>③事業引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関等専門家の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行う者</p> <p>④M&Aにより事業承継を行う者</p> <p>⑤中小企業再生支援協議会又は保証協会や金融機関等が承認した事業再生計画等に基づき事業を譲渡しようとする県内企業から事業承継を行う者</p> <p>※「事業承継を行う者」とは、5年以内に事業承継の予定がある者又は事業承継後5年以内の者</p> <p>【特定経営承継関連融資】 経営承継円滑化法第12条第1項第1号イに規定する認定を受けた中小企業者の代表者</p> <p>【経営者保証解除特別融資（一般枠）】 事業承継時、既往借入金に係る経営者保証を不要とするため、一定の要件を満たしていることについて経営者保証コーディネーターの確認を受けた中小企業者のうち、以下（i）又は（ii）に該当するもの。 （i）3年以内に事業承継を予定する法人 （ii）事業承継日※から3年を経過していない法人 ※令和2年1月1日から令和7年3月31日までに実施したものに限り</p> <p>【経営者保証解除特別融資（特別枠）】 事業承継時、既往借入金に係る経営者保証を不要とするため、一定の要件を満たしていることについて経営者保証コーディネーターの確認を受けた中小企業者で、知事の認定を受けたもののうち、3年以内に事業承継を予定する法人</p>		
資金名称	一般融資・特定経営承継関連融資	経営者保証解除特別融資（一般枠）	経営者保証解除特別融資（特別枠）
資金使途	設備資金、運転資金	既往借入金返済等の事業資金	事業承継前の経営者保証付融資の借換
融資限度額	設備資金・運転資金 2億8,000万円		運転資金 2億8,000万円（別枠）
融資期間	設備資金 15年以内 運転資金 10年以内 （うち据置1年以内）	10年以内 （うち据置1年以内）	10年以内 （うち据置1年以内）
融資利率	特別利率F（7年まで 年1.60% 10年まで 年1.80% 15年まで 年2.20%）		
保証料率	年0.25%	年0.15%	年0.15%
返済方法	原則として毎月均等返済		
担保等	保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。「経営者保証に関するガイドライン」に該当する場合、または保証料上乗せを行う場合に経営者を保証人としなければならない。担保については、必要に応じて徴求する。	保証人不要。担保については必要に応じて徴求する。	
申込み窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会（組合事業のみ）		
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、北九州銀行		

個別必要書類	融資対象	①	・都道府県知事の認定書の写し ・認定申請の提出書類の写し		
		②	・都道府県知事の確認書の写し		
		③	・事業承継計画書の写し		
		④	・M&Aの事実関係が確認できる書類の写し		
		⑤	・事業再生計画の写し		
	特定経営承継関連融資	・都道府県知事の認定書の写し		・認定申請の提出書類の写し	
		・事業承継計画書		経営者保証解除特別融資（特別枠）	・都道府県知事の認定書の写し及び認定申請書類の写し
	・財務要件等確認書		・財務要件等確認書		
	・借換債務等確認書		・借換債務等確認書		
	・他行借換依頼書兼確認書		・他行借換依頼書兼確認書		
・事業承継時判断材料チェックシート		・事業承継時判断材料チェックシート			

(2) 融資の流れ

